

令和6年4月9日

特定（介護予防）福祉用具販売事業所 管理者 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和6年度介護サービス情報の公表制度の対象外届の
提出について（通知）

介護保険行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

介護サービス情報の公表制度（以下「公表制度」という。）は、前年度の介護報酬支払い実績額が、100万円を超える事業所を対象としています。令和5年度中に特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の対価として支払いを受けた額のそれぞれが100万円以下の介護サービスは、届出により令和6年度の公表制度の対象外となります。

ついては、該当の事業所は、別紙「介護サービス情報の公表制度における報告等の対象外届」を作成し、広島県電子申請システムにより提出してください。なお、広島県電子申請システムによる提出が難しい場合は、郵送により提出してください（メールでの提出は受付できませんので御注意ください）。

【提出期限】 令和6年5月7日（火）

【提出用 URL】 https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13285

【手続名】 令和6年度介護サービス情報の公表制度の対象外届の提出フォーム

【提出先（郵送）】 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県 健康福祉局 医療介護基盤課 介護事業者指導グループ

【提出様式】 県ホームページ又は上記提出用 URL からダウンロードできます

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigozigyousya/kaigosa-bisu.html>

（「広島県 HP」 > 「介護サービス情報の公表制度について」 > 「7 介護サービス情報の公表制度対象外届の様式」）

※ 介護サービス情報の公表は特定（介護予防）福祉用具販売事業所ごとに行うため、管理者宛の通知としていますが、届出書の提出は各特定（介護予防）福祉用具販売事業者（設置者）により行うこととなっています。

担当 介護事業者指導グループ

電話 082-513-3208 (ダイヤル)

(担当者 濱田)